

新	旧
秋田県週休２日制工事に関する建設部運用 秋田県週休２日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、<u>港湾・空港工事及び</u>営繕工事については、別途定める。 要綱第２条関係（定義） １ 要綱第２条(3)の「<u>現場閉所困難工事</u>」は、<u>下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。</u> <u>＜現場閉所困難工事の例＞</u> ・<u>道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事（通年維持工事等）</u> ・<u>社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等）</u> ２ 要綱第２条(4)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。 ① ～ ②（略） ③ <u>夏期休暇３日間、年末年始休暇６日間</u> ④（略） 要綱第３条関係（休日） １ <u>現場閉所の確認方法</u> <u>発注者は、受注者に対し、別紙２－１「履行報告書」に別紙２－２「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。</u> <u>なお、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。</u> ２ <u>交替制の確認方法</u> <u>発注者は、受注者に対し、別紙３－１履行報告書に別紙３－２「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。</u> <u>なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。</u> ―― ―― 要綱第４条関係（対象工事及び発注方式） １ <u>発注者は、全ての工事を対象に、月単位の週休２日工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。</u> ――	秋田県週休２日制工事に関する建設部運用 秋田県週休２日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、_____営繕工事については、別途定める。 要綱第２条関係（定義） １ 要綱第２条(3)の「<u>作業</u>」には、現場事務所等での当該週休２日制工事に係る事務作業を含む。 ２ 要綱第２条(6)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。 ① ～ ②（略） ③ <u>施工計画書で定めた夏期休暇及び年末年始休暇の期間</u> ④（略） 要綱第３条関係（休日） １ <u>発注者は、受注者に対し、別紙２を参考に勤務状況確認表を記載させ、毎月の履行報告書を添付し提出させるものとする。最終月に関しては工事完成届とともに提出するものとする。</u> ２ 要綱第３条第２項の「別に定めるところ」とは、次の①から③のとおりとする。 ①<u>休日作業日と同一の１週間で確保することを原則とする。</u> ②<u>降雨等、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日にした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日の後の週で当該休日作業日の振替休日を確保した場合においても準完全週休２日と認める。</u> ③①及び②による場合、事前協議済みの振替休日について、休日作業日が属する週の後の週の期間内に取得する場合に限り、再協議による振替休日の変更を認める。 ３ <u>要綱第３条第２項の「別に定める期間」とは、要綱第２条関係（定義）２①から④までの期間とする。</u> 要綱第４条関係（週休２日制工事の指定等） １ <u>次の工事については、当面の間、対象外とする。</u> <u>（１）工程上の制約がある工事</u>

2 発注方式は、以下の表のとおりとする。なお、現場閉所困難工事については、受注者 希望型において、週休2日又は交替制による取組ができるものとする。

◎：原則、○：選択

分類 選定要件	指定の有無	月単位の週休2日 通期の週休2日 (現場閉所)	月単位の週休2日 通期の週休2日 (交替制)
現場閉所が 可能な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が 困難な場合	受注者希望型	○	○

3 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日又は交替制の実施の可否について監督職員と協議するものとする。

4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。

5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工事成績評定）

- 1 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の計画工程表のことである。
なお、発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。
- 2 要綱第5条の「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第5条の③についても同様とする。

要綱第6条関係（工期変更） （略）

要綱第7条関係（工事費の積算）

- 1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。
- （1）発注者指定型
当初予定価格は月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。
- （2）受注者希望型
当初予定価格は週休2日の補正係数は考慮しない。
なお、現場閉所及び休日の達成状況を確認後、達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。
- （3） ～ （5）（略）
- （6）秋田県週休2日制工事の補正における端数処理は別表4による。

2 発注者は、対象工事契約後、技術管理課が指定する一覧表を更新するものとする。

3 その他の取り扱いは、以下のとおりとする。

① 特記仕様書及び現場説明書に別紙1のとおり記載するものとする。

4 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日 制工事の現場が被災した場合など、週休2日 を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工事成績評定）

「受注者の責によらない理由」とは、特殊な事情により工事完成を優先させたもの、災害等に起因する資材調達の遅延等、やむを得ない理由によるものとする。

要綱第6条関係（工期変更） （略）

要綱第7条関係（工事費の積算）

（土木工事における工事費の積算）

- 1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。
- （1）発注時
4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、直接工事費及び間接工事費に乗じるものとする。

（2）精算変更時
現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数の見直しを行うものとする。

（3） ～ （5）（略）

（港湾工事における工事費の積算）

2 港湾工事における積算は、以下のとおりとする。

2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和2年9月8日技管－299 一部改正） 1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和3年3月11日技管－584 一部改正） この運用は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和3年6月7日技管－161 一部改正） この運用は、令和3年7月1日から施行する。 附 則（令和3年9月9日技管－341 一部改正） この運用は、令和3年10月1日から施行する。 附 則（令和4年3月1日技管－693 一部改正） この運用は、令和4年4月1日から施行する。 附 則（令和4年3月22日技管－764 一部改正） この運用は、令和4年4月1日から施行する。 附 則（令和4年9月1日技管－542 一部改正） この運用は、令和4年9月1日から施行する。 附 則（令和5年3月3日技管－1120 一部改正） この運用は、令和5年4月1日から施行する。 附 則（令和6年3月28日技管－933 一部改正） この運用は、令和6年4月1日から施行する。 <u>附 則（令和6年8月26日技管－374 一部改正）</u> <u>1 この運用は、令和6年10月1日から施行する。</u> <u>2 この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和6年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。</u>	2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和2年9月8日技管－299 一部改正） 1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和3年3月11日技管－584 一部改正） この運用は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和3年6月7日技管－161 一部改正） この運用は、令和3年7月1日から施行する。 附 則（令和3年9月9日技管－341 一部改正） この運用は、令和3年10月1日から施行する。 附 則（令和4年3月1日技管－693 一部改正） この運用は、令和4年4月1日から施行する。 附 則（令和4年3月22日技管－764 一部改正） この運用は、令和4年4月1日から施行する。 附 則（令和4年9月1日技管－542 一部改正） この運用は、令和4年9月1日から施行する。 附 則（令和5年3月3日技管－1120 一部改正） この運用は、令和5年4月1日から施行する。 附 則（令和6年3月28日技管－933 一部改正） この運用は、令和6年4月1日から施行する。 _____ — _____ — _____ _____
---	---

(別表)

別表 1 土木工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

(1) 現場閉所

	4 週8休未満	通期の週休 2 日工事 (4 週 8 休以上)	月単位の週休 2 日工事 (4 週 8 休以上)
労務費	補正なし	1. 02	1. 04
機械経費 (賃料)		1. 02	1. 02
共通仮設費率		1. 02	1. 03
現場管理費率		1. 03	1. 05
現場閉所率	28. 5%未満	28. 5%以上	28. 5%以上

(2) 交替制

	4 週8休未満	通期の週休 2 日交替制工事 (4 週 8 休以上)	月単位の週休 2 日交替制工事 (4 週 8 休以上)
労務費	補正なし	1. 02	1. 04
現場管理費率		1. 01	1. 03
休日率	28. 5%未満	28. 5%以上	28. 5%以上

(別表)

別表 1 土木工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4 週 6 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上	完全週休 2 日 準完全週休 2 日
労務費	補正なし	1. 01	1. 03	1. 05	
機械経費 (賃料)		1. 01	1. 03	1. 04	
共通仮設費率		1. 02	1. 03	1. 04	
現場管理費率		1. 03	1. 04	1. 06	
現場閉所率	21. 4%未満	21. 4%以上 25%未満	25%以上 28. 5%未満	28. 5%以上	

別表2 土木工事における市場単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.04	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

別表2 土木工事における市場単価の補正係数

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 完全週休2日 準完全週休2日
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

別表３ 土木工事における標準単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型ＦＲＰシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 （仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
ＦＲＰ製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 （ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

（ 削除 ）

（ 削除 ）

別表３ 土木工事における標準単価の補正係数

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 完全週休2日 準完全週休2日
区画線工		1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05
排水構造物工		1.01	1.03	1.05
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型ＦＲＰシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工 （仮設ガードレール）		1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02
ＦＲＰ製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01
侵食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管 （ハウエル管）設置工		1.01	1.03	1.04

注）端数処理については、土木工事標準単価※に上記補正係数を乗じたのち、有効桁数4桁とし5桁目を切り捨てするものとする。
※土木工事標準単価における端数処理については、「設計資材単価の決定等に関する要領（秋田県建設部）」及び「土木工事標準積算基準書（秋田県）」による
注）上記工種のうち、実施単価表に掲載されている工種については、
実施単価表（㊤土木工事標準単価_週休二日補正単価について）によるものとする。

別表４ 港湾工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
港湾土木請負積算基準	1.05	1.04	1.02	1.03

(削除)

別表5 港湾工事における市場単価の補正係数

		補正係数
1	底面工	1.04
2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
20	防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
23	ペトロラタム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
26	かき落とし工	1.05
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29	灯浮標設置・撤去	1.04
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
31	異形ブロック製作 型枠工	1.05
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

(削除)

別表 4 秋田県週休 2 日制工事の補正における端数処理

「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する建設部運用」により、週休 2 日補正をかける際の端数処理は次によるものとする。

1 適用積算基準

秋田県土木工事標準積算基準書により積算するものに適用する。

2 端数処理

2-1 労務費

労務単価に週休 2 日補正係数を乗じた補正済み単価の端数処理は、整数止め（小数第 1 位四捨五入）とする。
$$\text{補正済み単価（整数止め（小数第 1 位四捨五入））} = \text{労務単価} \times \text{週休 2 日補正係数}$$

なお、週休 2 日補正と夜間工事による労務単価の割増及び冬期労務補正を同時に適用する場合の端数処理については下記のとおりとする。

- ・労務単価①（少数第 3 位止め（少数第 4 位四捨五入））
$$= \text{労務単価} \times (1 + \text{冬期割増補正率})$$
- ・労務単価②（少数第 3 位止め（少数第 4 位四捨五入））
$$= \text{労務単価①} \times \text{夜間等の時間帯割増しに関する係数等}$$
- ・労務単価③（整数止め（少数第 1 位四捨五入））
$$= \text{労務単価②}$$

2-2 機械経費（賃料）

機械経費（賃料）に週休 2 日補正係数を乗じた補正済み単価の端数処理は、下記のとおりとする。

- （1）10,000 円以上の場合
$$\text{有効 4 桁止め（有効 5 桁目切り上げ）}$$
- （2）10,000 円未満の場合
$$\text{整数止め（少数第 1 位四捨五入）}$$

2-3 市場単価

市場単価に週休 2 日補正を乗じた補正済み単価の端数処理は、下記のとおりとする。

- ・市場単価①
$$= \text{補正前市場単価}$$
- ・市場単価②（少数第 2 位止め（少数第 3 位切り捨て））
$$= \text{市場単価①} \times \text{週休 2 日補正係数}$$
- ・市場単価③（少数第 3 位止め（少数第 4 位四捨五入））

別表 6 空港土木請負積算基準における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4 週 6 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上	完全週休 2 日 準完全週休 2 日
労務費	補正なし	1. 01	1. 03	1. 05	
機械経費（賃料）		1. 01	1. 03	1. 04	
共通仮設費率		1. 01	1. 02	1. 03	
現場管理費率		1. 01	1. 03	1. 04	
現場閉所率	21. 4%未満	21. 4%以上 25%未満	25%以上 28. 5%未満	28. 5%以上	

(追加)

= 市場単価② × 単価補正（施工規模等補正）

2-4 土木工事標準単価

土木工事標準単価に週休2日補正を乗じた補正済み単価の端数処理は、下記のとおりとする。

- 土木工事標準単価① = 補正前土木工事標準単価
- 土木工事標準単価②（少数第2位止め（少数第3位切り捨て））
= 土木工事標準単価① × 週休2日補正係数
- 土木工事標準単価③（少数第3位止め（少数第4位四捨五入））
= 土木工事標準単価② × 単価補正（規格・仕様等補正）

（別紙1）

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	内 容	
週休2日制工事の対象	発注者 指定型	・ 本工事は、秋田県週休2日制工事（発注者指定型）である。
		・ 実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づき行うこと。
	受注者 希望型	・ 本工事は、秋田県週休2日制工事（受注者希望型）である。
		・ 受注者は、契約後速やかに、週休2日又は交替制の実施の有無について、監督員と協議すること。 ・ 実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づき行うこと。

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

10 その他		
その他条件 （週休2日制工事）	発注者 指定型	・ その他の条件は次のとおりです。
		・ 本工事は、週休2日を推進するため、月単位の週休2日（4週8休以上）を実施する工事である。又、本工事は月単位の4週8休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとする。
		・ 工期内において、月単位の週休2日に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。4週8休に満たない場合は補正は行いません。
	受注者 希望型	・ その他の条件は次のとおりです。
		・ 本工事は、週休2日を推進するため、週休2日又は交替制を希望する工事である。なお、週休2日の補正は行っていない。
		・ 工期内において、現場閉所及び休日の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとする。

（追加）

（別紙1）

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	内 容
週休2日制工事の対象	・ 本工事は、秋田県週休2日制工事の対象である。 ・ 週休2日制工事の実施については、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

10 その他	
その他条件 （週休2日制工事）	港湾・漁港工事以外の場合
	・ その他の条件は次のとおりです。
	・ 本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に4週8休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。
	・ 工期内において4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。4週8休に満たない場合は補正は行いません。
	港湾・漁港工事の場合
	・ その他の条件は次のとおりです。
	・ 本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に4週8休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。
	・ 工期内において4週8休に満たない場合は補正は行いません。